

## 1. 就学援助制度について

就学援助は、お子さまが安心して学習するために、学用品等の支払にお困りのご家庭に対して、その費用の一部を事後に援助する制度です。**就学援助の審査は原則前年の所得により行いますので、毎年申請が必要です。**  
 ※国公立小中学校在籍のお子さまがいるご家庭で、就学援助費の受給を希望する方は、必ず下記をご一読の上、申請してください。

## 2. 就学援助の対象

**台東区に住んでいて**、台東区立または国公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）に在籍の児童・生徒がいる下記（1）～（3）のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- （1）現在、生活保護を受けている世帯（**要保護**）
- （2）令和6年中の世帯全員の合計所得金額※が、認定基準額未満の世帯（**準要保護**）
- （3）（2）に該当しないが、家計急変（生計維持者の離職・休業等で、収入が著しく減少した）により、令和7年中の世帯全員の合計所得金額が認定基準額未満となることが見込まれる世帯（**準要保護**）

（例） 認定基準額は目安であり、家族構成、年齢などにより異なります。

世帯人員	世帯・年齢構成の例	認定基準額(目安)
2人	父または母35才、子7才(小2)	約287万円
3人	父35才、母31才、子7才(小2)	約358万円
4人	父40才、母35才、子10才(小5)、子5才	約393万円
5人	父45才、母40才、子14才(中3)、子10才(小5)、子7才(小2)	約482万円

※合計所得金額とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、もしくは確定申告書の「所得金額」の合計です。  
 ただし、審査にあたっては平成30年度の税制改正が認定結果に影響を及ぼさないよう、給与所得、公的年金等所得のいずれかがある方については、合計所得金額から10万円を控除した額を参照します。

## 3. 就学援助の申請方法

### （1）提出書類及び提出期限

下表1及び2は申請希望者全員、3～5は該当者のみが提出となりますので、よくご確認ください。

希望者全員提出	1	就学援助費受給申請書 兼口座振替依頼書	提出期限：令和7年4月23日（水） ※ 申請用紙3枚目は、保護者の控えになりますので大切に保管してください。
	2	通帳のコピー (就学援助を「希望しない」に○をつけた方は不要です。)	「カナ氏名、金融機関名、支店番号、口座番号」記載ページのコピーを、申請書1枚目の裏面にのり付けて添付し、提出してください。（キャッシュカード等のコピー可） ※ 就学援助制度の趣旨をふまえ、振込先は原則申請する保護者名義の口座となります。ただし児童・生徒本人名義の口座を学納金の振込口座へ指定している場合、同口座を就学援助の振込口座へ指定することができます。（例：申請する保護者名義が母の場合、指定する口座は母名義の口座としてください。）
該当者のみ後日別途提出	3	令和7年度 住民税 課税・非課税証明書	提出期限：令和7年6月25日（水） ① 令和7年1月2日以降に区外から転入した方 ② 台東区外に住民登録がある方（単身赴任等） ● ①または②に該当する方は、令和7年1月1日現在に住民登録のある市区町村が、同年6月上旬～中旬頃に発行する「令和7年度 住民税 課税・非課税証明書」の提出が必要です。
	4	日本国外の収入内訳書	提出期限：令和7年6月25日（水） ● 令和6年1月から令和6年12月末にかけて、日本国外に在住期間のある方は提出が必要です。 ● 該当する方は、書類をお送りいたしますので、学務課までご連絡ください。
	5	就学援助家計急変申請にかかる申立書	提出期限：令和7年6月25日（水） ● 上記「2. 就学援助の対象（3）」に該当し、家計急変申請を希望する方は提出が必要です。 ● 該当する方は、書類をお送りいたしますので、学務課までご連絡ください。 ● 令和7年中の収入等を証明する書類の提出が必要になります。詳しくはお問い合わせ下さい。

※令和7年4月23日（水）以降も申請を受け付けておりますが、申請書の提出及び認定要件の確認が取れた日以降の支給となります。また、申請受付及び認定要件の確認の最終締切は令和8年2月6日（金）です。2月7日以降の申請はお問い合わせください。

### （2）提出先

- ① 台東区立小・中学校在籍の方は、学校に提出してください。
- ② 台東区立以外の国公立小・中学校在籍の方は、台東区役所6階②番窓口の学務課学事係に提出してください。  
**※ 都立中学校在籍の方は、在籍校において都の援助制度(給食費・医療費)も併せて申請してください。**

## 4. 令和7年1月1日現在で台東区に住民登録がある方の所得確認について

令和7年1月1日現在で台東区に住民登録がある方は、住民税の課税内容から、令和6年分の所得情報を確認いたしますので、『課税・非課税証明書』の提出は不要です。

税の申告が済んでいない場合は審査ができませんので、収入の有無にかかわらず、税務署または区役所の税務課で申告をしてください。

また、申告内容修正などにより令和6年分の所得が変更になった場合は、再度審査を行いますので、必ず学務課まで連絡してください。

※ 令和7年6月25日（水）までに所得の確認ができない場合は申請を却下することがあります。  
申請却下後に再度申請をして認定となった場合、経過月分は支給されませんのでご注意ください。

## 5. 審査結果のお知らせや口座振込時期の目安について

- (1) 申請結果通知の送付 … 7月中旬頃、以降随時（認定区分：要保護、準要保護、否認定）
- (2) 支給通知書の送付 … 8月中旬頃、12月中旬頃、3月上旬頃の予定(※)
- (3) 口座振込時期 … 8月末頃、12月下旬頃、3月中旬頃の予定(※)

※ 台東区立以外の小中学校在籍者は、令和8年3月中旬頃に一括振込の予定です。

## 6. 認定区分と援助対象費目について（※対象費目・金額・支給時期等は変更となる場合があります。）

(表1) 準要保護の対象費目

援助費目	対象	金額(円)	支給時期	援助費目	対象	金額(円)	支給時期
学用品費・ 通学用品費(月額)	(小)1年	1,427	8月末 (4~7月分) 12月下旬 (9~11月分) 3月中旬 (12~3月分)	通学交通費 (本人・付添人経費)	特別支援学級 在籍者または 通級者	通常取りうる経路及び方法に より発生する交通費	8月末 12月下旬 3月中旬
	(小)2~6年	1,717			修学旅行支度品費	(小)6年	4,300
	(中)1年	2,769		(中)3年		8,500	
	(中)2・3年	3,129					
新入学学用品費 (※1)	(小)1年	64,300	8月末	クラブ活動費(※2)	(小)4~6年	240	3月中旬
	(中)1年	81,000			(中)全学年	1,230	
通学服及び運動服費 (※1)	(小)1~4年	15,500	8月末	入学準備金(※3)	(小)6年	96,500	3月中旬
	(中)1年			給食費	(小中)全学年	実費	(※4)

(表2) 要保護及び準要保護の対象費目

援助費目	対象	金額(円)	支給時期	援助費目	対象	金額(円)	支給時期
移動教室費(※5)	(小)5年	(上限)10,260	8月末 (1学期実施分)	オリエンテーション費	(中)1年	実費	8月末
	(中)2年	(上限)8,470			校外活動費(※6)	(小)全学年	1年400 2年500 3年500 4年700 5年700 6年2,100
臨海学園費	(小)4年	(上限)16,580	12月下旬 (2学期実施分)	(中)全学年		1年700 2年1,500 3年3,200	
修学旅行費	(小)6年	(上限)45,350	8月末 (1学期実施分)	卒業アルバム費(※7)	(小)6年, (中)3年	実費	3月中旬
修学旅行費班別行動分	(中)3年	実費 2,500	12月下旬 (2学期実施分)		医療費	(小)(中)全学年	学校が治療指示をした学校保健安全 法施行令に定める疾病の治療費
霧ヶ峰林間学園費	(中)全学年	(上限)21,070	12月下旬				

- ※1 新入学学用品費、通学服及び運動服費は4月時点で認定されている方のみが支給対象となります。  
ただし、入学準備金を入学前に受給している場合は支給対象外となります(他自治体で受給済みの場合も含む)。
- ※2 認定期間中にクラブ活動(部活動)に参加した方のみが支給対象となります。
- ※3 私立中学校に進学する場合、入学準備金は支給対象外となります。
- ※4 台東区立以外の小中学校在籍者で給食費の負担があった場合は、3月中旬に支給いたします。
- ※5 移動教室費等の宿泊を伴う学校行事は、行事に参加した時点で認定されている方のみが支給対象となります。
- ※6 校外活動費は、8月以降に認定となった方でも、12月下旬または3月中旬のいずれかに支給を受けることができます。
- ※7 卒業アルバム費は1月時点で認定されている方のみが支給対象となります。

## 7. よくある問い合わせ内容

### (Q1) 就学援助費が振り込まれていません。

振込先は、申請書に記入された金融機関です。電話での口座に関するお問い合わせにはお答えできませんので、**保護者控えでご確認**をお願いします。なお、振込は必ず通帳記帳によりご確認ください。  
また、学校納付金の滞納で振込先が学校長口座となっている場合は、学校へお問い合わせください。

### (Q2) 『就学援助費受給申請に伴う住民税申告のお願い』が届いたが、会社または税理士が手続きしているはずですが。

会社または税理士が、「給与支払報告書」を区役所に提出していない可能性があります。  
**会社の経理担当または税理士に、「給与支払報告書」の提出の有無を確認してください。**  
また、申告期限（令和7年3月15日）を過ぎて確定申告を行った場合など、台東区へ申告内容が届いていないことがありますので、お知らせが届いた方は学務課へ**申告書の写しの提出**をお願いします。

### (Q3) 税理士に確認をしたら、「給与支払報告書の提出は必要ない、もしくは申告不要」と言われました。

住民税が課税されない所得の場合、申告の義務はありませんが、**「収入が無い」という確認ができないため**、審査を行うにあたり、税務署または区役所税務課で申告をしていただく必要があります。

### (Q4) 無収入（または収入が少ない）ですが、住民税申告は必要ですか？

就学援助は、原則前年の所得金額により審査します。**「収入が無い」という確認ができないため**、税務署または区役所税務課で申告をしていただく必要があります。

### (Q5) 『就学援助費受給申請に伴う住民税申告のお願い』で、扶養しているはずの妻（夫）が未申告との内容でした。

申告した書類（または会社の年末調整）に、扶養の記載漏れが想定されます。詳しくは区役所税務課へお問い合わせください。

### (Q6) すでに台東区役所の他の部署へ課税（非課税）証明書を提出しています。

証明書を提出された部署と調整し対応いたしますので、学務課まで必ずご連絡ください。

### (Q7) 申請保護者の氏名が変わり、口座名義を変更した場合どのようにすればよいですか？

学校に口座変更届がありますので、変更内容の記入及び押印のうえ、通帳のコピーと併せて学校へ提出してください。

### (Q8) 支給額はいくらになりますか？

支給額が記載された支給通知書を振込前に送付いたしますので、そちらをご確認ください。

### (Q9) どのような場合に家計急変申請の対象になりますか？

ご家庭で生計を維持している方の離職・休業等により、令和6年に比べ令和7年の所得が減少すると見込まれる場合に、家計急変の申請対象になります。**一時的な所得がなくなったことによる所得額減少は家計急変にはあたりません。**

## 8. その他注意事項

- (1) 申請する保護者が区外へ転出した場合、認定は廃止となります。**転出先の教育委員会で新たに申請してください。**
- (2) **住民登録だけを台東区に置き、区外から通学している場合や、不自然なひとり親家庭での転入等**による就学援助の申請においては、事情をお聞きするとともに、居住の確認などもさせていただくことがあります。不正に受給していることが明らかになった場合は、**既に受け取った費用の返還や、台東区における就学自体について適正な対応を行うことがあります。**
- (3) 世帯員の氏名欄には、**住民登録上の世帯員全員**を記入してください。世帯構成は住民登録によりますが、住民登録上同一世帯に別生計の方がいる場合は、「備考欄」に**氏名と生計が別であることがわかるように具体的な理由**を記入してください。住民登録上別世帯に同一生計の方がいる場合（保護者が単身赴任、もしくは親族を遠隔地扶養しているときなど）は、世帯員の氏名欄に記入し、別途住所をご記入ください。
- (4) 世帯構成の変更があり、世帯員の増減があった場合や申請する保護者が変更となる場合は、**再申請が必要です。**再申請後、所得額が認定基準額を超過する場合は、**世帯構成変更事由発生の翌月分から認定は廃止となります。**
- (5) 就学援助費は**学校に支払う費用が免除になるものではありません。**学校に支払う費用は、必ず各学校で指定された期限までに納入してください。

## 9. 問い合わせ先

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 台東区役所6F②番窓口  
台東区教育委員会 学務課学事係 (5246)1412(直通)